

〔論文〕

在日米軍基地と日本国憲法

飯 島 滋 明

名古屋学院大学経済学部

要 旨

日米安保条約では、「日本国の安全に寄与」するためにアメリカ軍が日本に駐留することになっている（6条）。しかしアメリカ軍人は日本で戦闘機を手放しで操縦していたり、オスプレイなどの訓練ではデッキをあけて住宅地に向けて銃を構えている。アメリカ軍による墜落事故・落下事故・不時着は日常茶飯事である。「未亡人製造機」と言われるほど「墜落事故」が多いオスプレイは日本全土を飛び回っている。横須賀基地では日本との約束を守らずに放射能にさらされた物質の搬出をおこなっている。こうした米軍の行動により、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利、あるいはそれらによって生命や身体が危険にさらされない権利」である「平和的生存権」が奪われ、脅かされている。

また、在日アメリカ軍人などによる犯罪について、日本の法で裁くことができず、民事上の賠償も支払わせることができない。アメリカ政府が肩代わりすることもほとんどなく、アメリカ軍人が払うべき賠償金を日本政府が支払っている。アメリカ原子力空母の放射性物質搬出の事例や日本人警備員の「銃携帯」の個所でも紹介したように、アメリカは日本の法令、あるいは日本との約束を守らない。日本は「主権国家」とは言えない状況にある。

キーワード：日米地位協定、オスプレイ、平和的生存権、主権、CIA

U.S.Military bases in Japan and the Japanese constitution

Shigeaki IJIMA

Faculty of Economics
Nagoya Gakuin University

【目 次】

- 1 はじめに
- 2 最近の在日米軍基地での訓練の状況
 - (1) 戦闘機の手放し運転
 - (2) 墜落・落下事故
 - (3) 不時着事故
 - (4) 米軍訓練
 - (5) オスプレイの訓練
 - ①「空飛ぶ恥」(a flying Shame)
 - ②低周波
 - ③劣化ウランとオスプレイ
 - ④どこを飛んでる？
 - ⑤沖繩の負担軽減？
 - (6) アメリカ原子力空母の放射性物質搬出
 - (7) 米軍基地と有害物質
 - (8) 日本人警備員の「銃携帯」
 - (9) 米兵犯罪
 - ①米兵強盗致傷事件
 - ②アメリカ海軍横須賀基地での性犯罪事件
- 3 日本政府の対応
- 4 在日米軍と平和的生存権
 - (1) 「平和的生存権」とは
 - (2) 在日米軍と「平和的生存権」
- 5 在日米軍と「主権」
- 6 なぜ自民党政府はアメリカの言いなりなのか
 - (1) 自民党に対するCIAの秘密資金援助
 - (2) 「在日アメリカ軍は日本を守る」？
- 7 おわり

1 はじめに

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」、いわゆる「日米安保条約」6条では、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と明記されている。世界最強の軍事力を誇るアメリカ軍が日本に駐留するのであれば、日本はさぞかし「平和」だろう。しかし実際には、「日本国の安全に寄与」という文言が「ブラックジョーク」に思われるほど、在日米軍は日本の市民、とりわけ基地周辺の日本市民の平和と安全を脅かしている。本稿では最近の在日米軍の現状を紹介し、その上で、日本の現状を日本国憲法の視点からその問題点を提示する。

2 最近の在日米軍基地での訓練の状況

(1) 戦闘機の手放し運転

『共同通信』2019年11月2日付。この記事を見て仰天した人も少なくなかったのではなかろうか。2018年12月6日には高知県沖で米軍機が墜落し、6人が死亡・行方不明になる事故が生じた。その事故に関する調査内容が報道された。第一海兵航空団（沖縄県）の調査報告書によれば、米海兵隊岩国基地所属の戦闘機部隊で「手放し操縦」「飛行中の読書」「ひげを整えながらの自撮り」など、規律違反の運用が航行していた。「規律違反」で片付けられるものではない。部隊では空中接触が相次いだという。

なお、もともとは高知の事故だけが対象であったが、調査過程で沖縄の事故がクローズアップされ、上部組織の第一海兵航空団が正式な調査を指示した。沖縄の事故は日本側には報告されていなかった¹⁾。報告書によると、沖縄の事故は2016年4月28日に起きた。戦闘攻撃中隊のFA18戦闘攻撃機が別部隊のKC130空中給油機と米軍嘉手納基地沖で接触し、給油ホースを引きちぎったという。

(2) 墜落・落下事故

2019年11月12日11時45分頃、沖縄県北大東島の南西で、アメリカ軍空母ロナルド・レーガンから出発したアメリカ軍FA18が墜落した。パイロットは緊急脱出し、アメリカ軍に救出された。

2019年11月6日、アメリカ軍三沢基地所属のF16戦闘機が模擬弾一発を青森県六ヶ所村の私有地に落下させた。7日にアメリカ軍三沢基地から「訓練飛行中のF16戦闘機から模擬弾を投下した」との連絡が防衛省に入った。落下した場所は「三沢対地射爆場」の西側約4.8キロの地点で、六ヶ所村の個人所有の牧草地であった。模擬弾はコンクリート製で重さは226キロ、南東約1キロには小学校と中学校がある²⁾。

2019年12月13日。普天間第二小学校で起きた米軍ヘリ墜落事故から2年目になる。同小学校では「12・13を考える日」が開かれた。3年生の子どもからは「もう米軍機は飛ばないでほしいです。自由に遊びたいです」、2年生の子どもからは「正直、もうヘリを見たくないです。でも、目視する時は仕方なく見ます。命を守るためです。もう真上を飛ばないでほしい³⁾」と述べている。普天間第二小学校の校庭には、米軍機の落下事故などに備えたシェルターがある（写真【1】参照）。

(3) 不時着事故

2019年12月27日午後1時45分頃、嘉手納基地から三沢基地に移動中の米軍機「ビーチクラフト」が福島空港に着陸した。燃料切れのためである。福島空港の旅客機への影響はなかった。なお、2019年4月1日には伊丹空港にオスプレイが緊急着陸した。2017年～2019年3月の間に奄美大島に5

1) 『東京新聞』2019年11月3日付〔電子版〕。

2) 『東奥日報』2019年11月7日付〔電子版〕。

3) 『琉球新報』2019年12月14日付。



【写真1】米軍機の落下事故などに備えて作られた，普天間第2小学校にある「シェルター」。2019年2月，仲村未央沖縄県議，岸本喬沖縄平和運動センター事務局次長の案内で飯島撮影。

回 沖永良部空港1回，オスプレイは緊急着陸した。

(4) 米軍訓練

『東京新聞』2019年8月14日付第1面。この記事と写真を見ても，仰天した人も少なくないのではなからうか。「オスプレイ 住宅地へ銃口」「昨夏から頻発 住民不安」との見出しの記事がある。写真も掲載されているが，飛行中のオスプレイの後部デッキが開いた状態にあり，そこにいる米兵が銃口を下に向けている。こうした訓練は横田基地以外でも行われている。

2019年7月，「Xバンドレーダー」を配備するアメリカ軍経ヶ岬通信所（京都府京丹后市丹後町）で国道178号から見える状態で，米軍が銃器を携帯した訓練を実施していたことが分かった。不安視する住民からの要望を受け，防衛省や京都府，市は米軍に訓練の事前告知を求めた⁴⁾。

2019年10月9日午前11時頃，米軍CH53Eヘリ2機が銃を外に向けて低空で旋回しているのが確認された⁵⁾。

4) 『京都新聞』2019年11月8日付〔電子版〕。

5) 『沖縄タイムス』2019年10月10日付。

(5) オspreyの訓練

①「空飛ぶ恥」(a flying Shame)

Time, sept 26, 2007. この記事ではV-22 Osprey : a flying Shameとの記事が掲載されている。そして「20ビリオンドルの出資後、オspreyはイラクで最初の戦闘デビューを果たした。射撃能力(firepower)と安全に着陸する能力を欠いているが」と記されている。

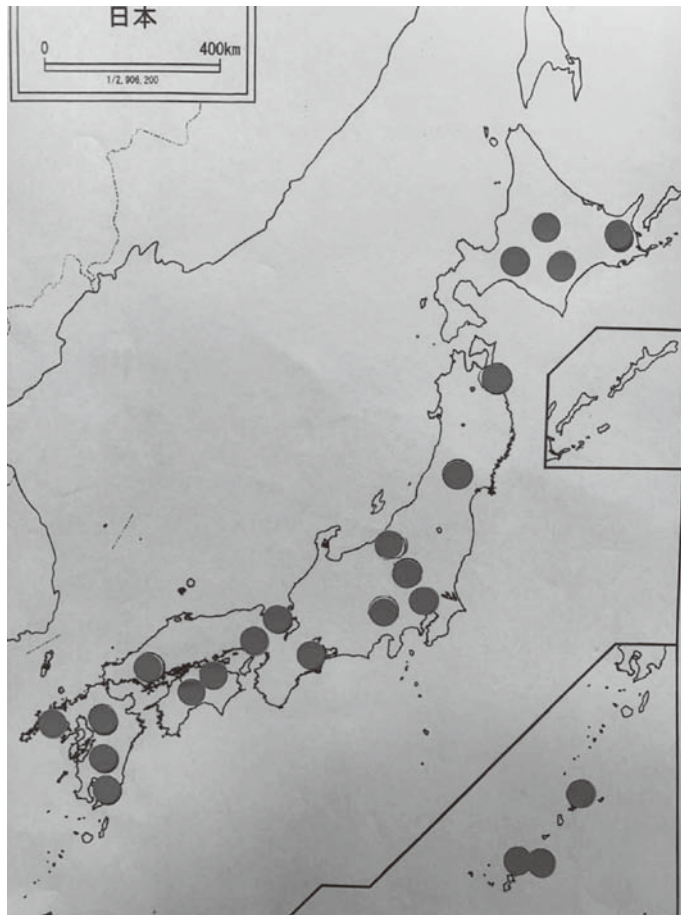
オspreyは「未亡人製造機」(Widow maker)と呼ばれるほど、事故が多い。オspreyが墜落事故を起こすのは開発段階での話であり、いまは安全だとの主張もなされることがある。しかし2016年12月16日、沖縄沖でオspreyの墜落事故、2017年8月5日にもオーストラリア沖でオspreyの墜落事故が起きている。事故に至らなくても、2019年4月には伊丹空港に緊急着陸なども頻繁に存在する。こうしたオspreyが日本全土を飛び回っている。2019年11月から12月までは、鹿屋基地(鹿児島)、饗庭野演習場(滋賀)、明野駐屯地(三重)、国分台演習場(香川)などで米軍オspreyの訓練が実施された⁶⁾。2020年1月から2月も、東千歳・矢白別(北海道)、大矢野原演習場(熊本)、霧島駐屯地(宮崎・鹿児島)でオspreyが参加する日米共同訓練が予定されている。最近もこれだけのオspreyの訓練が行われている。王城寺原(宮城)、関山駐屯地(新潟)、相馬原駐屯地(群馬)等でもオspreyの訓練が行われたことがある。三沢基地(青森)、東富士演習場(静岡・山梨)、岩国(山口)等では日常的にオspreyが移動する訓練が行われている。

なお、2012年、沖縄にMV22オspreyが配備される際、日本政府・防衛省は「危険なのは空軍のCV22で、海兵隊のMV22は安全」と主張した。しかし2018年10月、横田基地にアメリカ空軍のCV22が配備された。



【写真2】横田基地に配備されている、CV22オsprey。
2018年9月、横田基地にて飯島撮影。

6) オspreyは来ないが、日本原演習場(岡山)でも日米共同訓練が実施された。



【写真3】2016年12月から2020年2月までの、在日米軍オスプレイの訓練実施地，訓練予定地，墜落事故現場，不時着地。2019年12月，飯島作成。

②低周波

沖縄県宜野湾市の緑が丘保育園。2年前，米軍が部品を落下させた保育所である。しかし米軍は部品落下を認めず，「自作自演」などとの批判がネット上や電話などでなされた保育園である。この保育園屋上で2019年12月5日に測定されたMV22オスプレイの低周波が，環境省の「低周波音苦情のための参照値」と，沖縄防衛局の「環境保全のための目標値」を超えていた。この保育所でも，単に「墜落」「部品落下」というだけではなく，「新たに低周波による騒音被害が明らかになった」⁷⁾。

③劣化ウランとオスプレイ

オスプレイの危険性が語られる場合，「墜落」問題が大きく取り上げられることが多い。ただ，オ

7) 『沖縄タイムス』2019年12月8日付。

スプレイの危険性を語る場合、「墜落事故」「低周波」の問題だけではないことにも留意する必要がある。オスプレイの機体には放射性物質の劣化ウランとトリチウムが使用されている。オスプレイに使用される劣化ウランの放射線数値は自然界の20倍から300倍とされている⁸⁾。

④どこを飛んでる？

「オスプレイの飛行に当たっては、市街地上空を避け、安全性の確保を徹底するとの日米間の合意があるにもかかわらず、京都市中心部から視認できる位置でのオスプレイの飛行がなされたとすれば、府民に与える不安も大きく、誠に遺憾である。

オスプレイの運用に当たっては、……事前に関係自治体への飛行ルートを情報提供するように求める」。

上記の文章は、2019年12月6日、京都府知事が近畿中部防衛局長に対して提出した抗議文書である⁹⁾。この文書にあるように、オスプレイの飛行ルートが自治体には知らされていない。

高知県のHPには「米軍機の低空飛行訓練等の状況、対応について」との個所がある。そこでは「高知県（以下「県」という。）では、米軍機による低空飛行訓練が繰り返されており、地域の住民の方々に強い恐怖と不安を与えています……県内すべての市町村の協力を得て、米軍機の低空飛行訓練に関する情報を収集しています¹⁰⁾」と記されている。2019年12月9日、10日と住宅密集地でオスプレイの低空飛行訓練が実施されたことが確認されている¹¹⁾。高知県にもオスプレイをはじめとする、米軍機の飛行状況は知らされていない。

⑤負担軽減？

沖縄以外でのオスプレイの訓練に関しては「沖縄の負担軽減」が理由とされる。しかし、実際に負担の軽減が実現されているのか。2018年には普天間基地周辺でオスプレイが2589回、CH53Eが3040回、合計5629回離発着している。一方、2019年は10月末段階でオスプレイの離発着が2510回、CH53Eが3234回、合計5744回離発着している。2019年10月末段階ですでに2018年の離発着回数を超えている¹²⁾。

(6) アメリカ原子力空母の放射性物質搬出

アメリカ原子力艦の廃棄物は日本では艦外に搬出しない。アメリカは覚書「エード・メモワール」でそう約束した。しかしこの約束も守られず、原子力空母が配備されているアメリカ海軍横須賀基地

8) 『琉球新報』2019年3月22日付。

9) この「申入書」は京都府のHPに掲載されている。

<https://www.pref.kyoto.jp/somucho/news/osprey/2019/1206/documents/osprey.pdf>(2019年12月31日段階)。

10) <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010101/teikuuhikou.html> (2019年12月31日段階)。

11) 『高知新聞』2019年12月12日付〔電子版〕。

12) 『琉球新報』2019年12月13日付。

では、メンテナンス作業に伴って出る放射性物質が艦外に運び出されている。2008年に配備された原子力空母「ジョージ・ワシントン」以降、ほぼ1年に1回、こうした作業が行われている。2019年5月2日にも原子力空母「ロナルド・レーガン」から放射性廃棄物を搬出する作業が始まった。

ここで「エード・メモワール」を紹介する。1964年8月、佐世保市にアメリカ原子力潜水艦が初めて寄港するのに備え、アメリカ側は原潜の安全性を示す「エード・メモワール」を日本側に示した。そこでは放射能にさらされた廃棄物は日本では艦外に排出しないことが明記されている。この約束は、アメリカ原子力空母「エンタープライズ」が佐世保に入港する前の1967年10月に交わした覚書で、原子力水上艦にも適用することになった。ところがジョージ・ワシントン配備する前年の2006年11月、アメリカは原子力艦の安全性に関する「ファクト・シート」を日本に提示した。「ファクト・シート」は「エード・メモワール」に風穴を開けるものであった。また、アメリカ側は2010年4月、「エード・メモワール」にある「搬出」とは、日本の陸上への「搬出」という意味であり、陸揚げせずに空母から移送するのはエード・メモワールの内容に合致するという見解を出し、海上でクレーンを使うのは問題はないと主張した。こうしたアメリカの対応について日本政府は抗議などをしていない¹³⁾。

(7) 米軍基地と有害物質

『朝日新聞』2020年1月6日付1面。「横田基地近くの井戸 有害物質 東京都が検出 米軍回答なし」との見出しの記事が掲載された。記事によれば、「米軍横田基地（東京都福生市など）周辺で有害物質の漏出の有無を調べるため、都が監視地点に定めている井戸で昨年〔2019年〕1月、高濃度の有機フッ素化合物（PFOS、ピーフォス、PFOA、ピーフォア）が検出されていたことが分かった、うち1カ所の濃度は米国での飲み水についての勧告値の19倍の値だった」という。

日本の基地周辺の有害物質漏出が問題になったのは横田基地だけではない。嘉手納基地では2014年6月に基地内の池から約9万ナノグラムPFOSが検出されたとの記録がある。ちなみにアメリカの飲み水の勧告値はPFOSとPFOAの合計で1リットルあたり70ナノグラムである。2007年の「有害物質漏出事故報告書」には、普天間飛行場では約200ガロン（約750リットル）が漏出したと記されている。沖縄以外にも、2012年から15年の間に厚木基地、三沢基地、岩国基地でも漏出の記録がある¹⁴⁾。

(8) 日本人警備員の「銃携帯」

2019年5月2日から10日頃、在日米海軍佐世保基地の日本人警備員が警備隊の指示で、実弾入りの拳銃を携帯したまま基地外の公道を歩行して別施設に移動していた。米軍基地内の日本人従業員の銃携帯は日米地位協定では認められている。しかし基地の外での銃携帯は日米地位協定でも認められておらず、日本の銃刀法違反の疑いもある。防衛省はアメリカ軍側に中止を要請したが、そのまま実

13) 『東京新聞』2019年12月16日付。

14) 『朝日新聞』2020年1月6日付。

施された。実施後も何度も中止を求めたが、しばらくの間、公道での銃携帯が続いた¹⁵⁾。

(9) 米兵犯罪

①米兵強盗致傷事件

2008年1月、沖縄市で米兵2人がタクシー運転手の顔などを酒瓶や拳で殴って重傷を負わせる強盗致傷事件を起こした。犯人はその日のうちに逮捕され、日本の裁判で実刑判決を受け、服役した。タクシー運転手はその後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）や不眠症などの後遺症で悩まされ、4年後に亡くなった。タクシー運転手が精神的に大変な状況に追い込まれたことで、妻も精神的・経済的にも大変な状況におかれた。子どもは東京に出て「歌手になりたい」との夢を持っていたが、その夢も断念せざるを得ない状況におこまれた。家族は2009年から沖縄防衛局を通じてアメリカ側に補償を求め続けた。10年間、民事上の補償は支払われなかった。被害に遭った運転手の家族は米兵に損害賠償請求を起こした。那覇地方裁判所は米兵2人に対して遅延損害金を含む2640万円の支払いを命じた。ただ、いつものように、米兵犯罪者のその後の所在は分からなかった。2018年12月、遺族にはアメリカから見舞金の提示があったが、提示された補償金額は146万円で、加害者やアメリカ政府への請求を永久に放棄することも支払いの条件とされた。アメリカ側からは一つも謝罪はなかった。また、見舞金だけで済まそうとするのに納得いかない遺族は、「SACO」見舞金の支払いを求めて再度、裁判を起こした。日米地位協定では、アメリカ兵の公務外の事件・事故で本人に支払い能力がない場合、アメリカ政府が補償すると定められている。しかしアメリカ政府が示す額と実際の損害の間に差額がある場合への対応のため、1996年に「日米特別行動委員会（SACO）」見舞金」が設けられた。遺族は2018年に裁判所で確定した1700万円の全額の支払いを日本政府に求めた。日本政府は賠償金1700万円は支払う予定だが、損害遅延金については支払いを拒否する姿勢を示している。損害遅延金は2020年1月段階ですでに1000万円を超える。

②アメリカ海軍横須賀基地での性犯罪事件について

2015年、アメリカ海軍横須賀基地で米兵から性的暴行を受けた日本人女性が米軍当局に被害を訴えたが、軍法会議前に容疑が取り下げられたうえ、日米地位協定に基づくアメリカ国からの民事補償金の対象外とされていたことが報じられた。女性の父親が米軍人との理由からだという。アメリカ側に、アメリカ軍人の家族は補償対象にならないとの規定があるとの理由だが、弁護士は「地位協定に明文化されておらず、日本で一般に公開されていない規定により補償がないのは受け入れがたい」¹⁶⁾と述べている。

15) 『東京新聞』2019年5月16日付、5月17日付。

16) 『東京新聞』2019年12月14日付。

3 日本政府の対応

米軍戦闘機の手放し操縦等だが、防衛省中国四国防衛局は2019年10月の段階で規律違反の事実を把握していた。しかし住民には説明していなかった。説明しない理由については、「[事故の原因に]直接結びつける形になっていなかったため」と釈明した¹⁷⁾。

2019年12月18日、野党国会議員で作る沖縄等米軍基地問題議員懇談会（近藤昭一衆議議員会長）の会合があった。ここで経済産業省の担当者は、米軍基地内に弾薬庫を作る場合、日米地位協定から、集落との保安距離を定める火薬類取締法が適用されないと認識していることが明らかになった¹⁸⁾。

2019年9月17日、アメリカ海兵隊は伊江島でのパラシュート降下訓練のため、大型の救助用ゴムボートを本部港から搬出しようとした。しかし市民や港湾関係の労働組合員らが反対運動を行い、阻止した。こうした反対運動に関して、9月18日に河野防衛大臣は「こういう結果になってしまうと、次から非常に交渉はやりづらくなる」と日本の市民に対して苦言を呈した。1995年少女強姦事件後の河野洋平自民党党首は「アメリカ兵が努力していることも理解しなければならない」と述べ、米兵を擁護した。日本人ではなくアメリカを擁護する姿勢は親子ともに共通している。また、2001年強姦事件後、小泉首相は日本人に対して「あんまりぎすぎすしないように」と発言したように¹⁹⁾、米兵による事件が起こるたびに、日本人ではなくアメリカを擁護する姿勢も自民党政治家に共通の特徴である。

4 在日米軍と平和的生存権

(1) 「平和的生存権」とは

2019年11月7日、安保法制違憲訴訟東京地裁判決。私たち研究者は「素人裁判官」という用語を使うことがあるが、前澤達朗裁判長、実本滋裁判官、神本博雅裁判官による「東京地裁判決」の判決の内容は極めてひどい、お粗末なものであった。ここでその問題点を指摘することはしないが、「平和的生存権」の内容や権利性についてもこれらの裁判官たちは全く理解していない。こうした状況を見ると、多少、「平和的生存権」について言及する必要性を感じる。そこで本稿ではやや饒舌に「平和的生存権」について紹介する。

17) 『毎日新聞』2019年11月8日付〔電子版〕。

18) 『沖縄タイムス』2019年12月20日付。

19) 前田哲男・飯島滋明『国会審議から防衛論を読み解く』（三省堂、2003年）。

平和的生存権については星野安三郎先生²⁰⁾、深瀬忠一先生²¹⁾をはじめとする、多くの憲法研究者に

20) 星野先生は平和的生存権については以下の内容が含まれると主張する（星野安三郎『平和に生きる権利』（法律文化社、1974年）136-138頁）。

①消極的、受動的権利

一切の戦争協力・国防・軍事協力の義務から解放されたという点で、消極的ないし受動的な自由と権利である。いいかえれば、戦争と戦争準備さらに軍事力による人権侵害を排除しうる自由と権利」であり、以下の内容がある。

- (i) 憲法第13条、第18条、生命の自由と意に反する苦役からの自由と関連して、兵役を強制されない自由と権利、すなわち個人が兵役を強制されないという主観的権利と、徴兵制は違憲であることによって制度的に保障される。
- (ii) 憲法第13条、幸福追求の権利の一種としてのプライバシーの権利からして、軍事目的からする国勢調査情報収集を拒否する権利。この点、防衛庁の要請による、自衛官志願適格者名簿は問題である。
- (iii) 憲法第19条、軍事的に国を守るという愛国心や忠誠審査を受けない権利。
- (iv) 憲法第20条、過去の侵略戦争や軍国主義を礼賛したり、美化し強化する傾向の宗教団体ないし施設に公権力が厚遇ないし援助を与え、それを礼賛することを強制されない権利。
- (v) 憲法第21条、国防軍事目的のため、集会、結社、言論、出版、取材、報道、集団行動等、表現の自由を制限、侵害されない権利。
- (vi) 憲法第22条、国防・軍事目的からする強制疎開や強制徴用など、居住・移転・職業選択の自由を制限されない権利、外国への移住や国籍離脱の自由を軍事目的から制限されない権利。
- (vii) 憲法第23条・26条。軍事研究や軍事訓練、教育を強制されない権利（企業による新入社員の自衛隊訓練）。
- (viii) 国防・軍事目的のための土地や財産の強制収用を受けない権利（米軍基地のための土地使用等の特別措置法）。
- (ix) 憲法第30条。国号・軍事目的のため、税金を徴収、使用されない権利。
- (x) 憲法第31条以下、人身の自由保障規定。国防軍事目的からする罪刑法的主義や適正手続条項の改変や制限を緩和させず、軍事裁判を強制されたり、逮捕・監禁・住居侵入・などの憲法上の諸権利を制限・侵害されない権利。
- (xi) 憲法第13条・25条。国防軍事目的からする騒音や爆音、土地の荒廃、水流の汚濁化、事故、電波妨害などの軍事的公害からの自由と環境を保全する権利。
- (xii) 憲法第28条。国防軍事目的からする労働基本権の制限を受けない権利。

②能動的な参加の自由と権利

戦争に反対し阻止し、軍事力の増強に反対し、その凝縮や撤廃運動を行なう参加や行動の自由。すなわち、一切の戦争放棄や軍事基地、駐留米軍や自衛隊、戦争協力に反対する権利など、一般市民法秩序に違反しない限り、処罰や差別待遇をされない権利。

③積極的権利

積極的に国家・公共機関や公権力によって、社会正義に適合し永続的で安定した豊かな平和を確保創造せしめる請求の権利。たとえば、再び戦争の惨禍をもたらさないために、戦争体験や犠牲・破壊の記録や映像を保存し展示し祈念する施設づくり、またはそれへの補助、戦争犠牲者、とりわけ原爆被災者に対する公的扶助、原水爆の実験の停止や禁止、国際査察、国際的な平和と理解のための人的、物的、文化的交流を促進する多様な措置を請求する権利などとされる。

21) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1991年）234-7頁。

よる紹介があるが、ここでは山内敏弘先生の定義を紹介する。山内先生は生存する権利それ自体を意味する「狭義の平和的生存権」と、戦争の脅威と軍隊の強制から免れて平和のうちに生活し、行動することができる権利を意味する「広義の平和的生存権」に分けられるとする。そして「狭義の平和的生存権」とは、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利、あるいはそれらによって生命の危険にさらされない権利」のことであり、「とりわけ理由のいかんにかかわらず（したがって、良心にもとづく」と否とを問わず）徴兵を拒否しうる権利が含まれる」とする。

一方、「広義の平和的生存権」とは、「戦争や軍隊あるいは総じて軍事目的のために個人の権利や自由を剥奪・制限されないことを意味している。具体的には、たとえば軍事目的のために個人の財産を強制的に収容されない権利、あるいは軍事目的のために表現の自由を侵害されない権利等々が、これに含まれる」²²⁾と主張する。

(2) 在日米軍と「平和的生存権」

以上のような、山内先生による「平和的生存権」の内容からすれば、在日米軍の行動はどう評価されるか。アメリカ軍人が戦闘機を手放しで操縦しているなどという、驚愕の事実も紹介された。アメリカ軍による墜落事故・落下事故・不時着は枚挙にいとまがない。とりわけ「墜落事故」が多いオスプレイは日本全土を飛び回っているが、京都府知事が批判するように、どこを飛んでいるのかさえも市民に明らかにしない。アメリカ軍人はオスプレイなどの訓練でデッキをあげ、住宅地に向けて銃を構えている。横須賀基地では放射能にさらされた物質の搬出をおこなっている。米軍による犯罪も依然として事欠かないが、アメリカは被害者に誠意ある対応をせず、日本政府や防衛省もアメリカ側の肩をもつ。こうした米軍の行動により、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利、あるいはそれらによって生命の危険にさらされない権利」である「平和的生存権」が奪われ、あるいは脅かされている。

5 在日米軍と「主権」

憲法の一番の目的は何か。「個人の尊厳」(憲法13条)を中核とする、個人の権利・自由を守ることである。「個人の尊厳」「憲法上の権利・自由」を保障する前提として、「国家の主権」が確保されているかどうかにも配慮する必要がある。ところで「主権」とは何か。「主権」とは多義的概念であり、①国家権力の「最高性・独立性」を示す「属性」(もとの主権の意味)、②「統治権」、③国のあり方を決める最終的に決める権力または権威、という3つの意味で使われる²³⁾。

ドイツの国法学者G.イェリネックによれば、「主権」とは歴史的に考察すれば、国家の独立を否定する勢力(カトリック教会や神聖ローマ帝国、大封地所有者)と国家が対立する中で成立した「対抗概念」(polemischer Begriff)であり、国家は他の権力の下には存在しないという「防御的性質」

22) 山内敏弘『平和憲法の理論』(日本評論社, 1992年) 292頁。

23) 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法第6版』(岩波書店, 2015年) 40頁。

(defensiver Nature)・「消極的性質」(negativer Nature)を示す、国家権力の「属性」(Eigenschaft)である²⁴⁾。

「自国の主権を維持し」という憲法前文3項は「国家の独立性に重点が置かれている」²⁵⁾が、この意味での「主権」が日本にあると言えるのか。「主権国家」というのであれば、自国で起こった犯罪については自国の法に従って裁くことが求められる。しかし在日アメリカ軍人などによる犯罪について、日本当局が裁くことができず、民事上の賠償も支払わせることができない。アメリカ政府が自国兵士の犯罪に対する賠償を肩代わりすることもほとんどなく、アメリカ軍人が払うべき賠償金を日本政府が支払っている。本稿で紹介した、アメリカ原子力空母の放射性物質搬出の事例や日本人警備員の「銃携帯」の個所でも紹介したように、アメリカは日本の法令、あるいは日本との約束を守らない。2017年8月から9月まで、北海道でオスプレイも参加する訓練が行われた。この訓練に際しては小野寺防衛大臣はオスプレイの飛行の中止を求めた。というのも、2017年8月5日、オーストラリア沖で普天間基地所属のオスプレイが墜落、2名が死亡するなど、日本でもオスプレイの危険性に対する不安が再び問題とされたからである。ところがアメリカは小野寺防衛大臣の要請を無視し、オスプレイの訓練を実施した。日本の法令を在日アメリカ軍に守らせることができない現実。これで「主権国家」と言えるだろうか？ 2019年12月9日、オスプレイが高松市と坂出市にまたがる国分台演習場に来て、訓練をした。高松防衛事務所によれば、「どのような訓練を行ったかは分からない」のだという。そんなことはないと思うが、もしそれが本当であれば、日本はとてものこと、主権国家とは言えないだろう。

6 なぜ自民党政府はアメリカの言いなりなのか

(1) 自民党に対するCIAの秘密資金援助

ドイツやイタリア、韓国やイラクのように、「主権国家」であれば、市民を守るため、「平和的生存権」などを侵害する米軍の行為に日本政府は抗議すべきであろう。また、こうした「不合理」な状況をもたらす一因が「日米安保条約」や「日米地位協定」にあるのであれば、そして日本が「主権国家」というのであれば、「日米地位協定」や「安保条約」の改定にむけて行動すべきであろう。安倍政権は中国に対して「法の支配」を要求するが、日本での米軍の行動は「法の支配」を守っているとはとてものこと、言い難い。そうであれば、安倍首相は中国以上にアメリカに対して「法の支配」を要求すべきだろう。「日本を取り戻す」(安倍首相)というのであれば、「憲法改正」ではなく、「日米安保条約」「日米地位協定」の改正・廃棄こそ必要であろう。

しかし安倍首相などの自民党政治家はこうした対応をしない。なぜか？ その答えの一つが、

24) Georg Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, Dritte Auflage, Siebenter Neudruck, unter Verwertung des handschriftlichen Nachlasses durchgesehen und ergänzt von Waler Jellinek, 1960, Hermann Gentner verlag, Bad Homburg von der Höhe, S.440f. 邦訳芦部信喜・小林孝輔・和田英夫他『一般国家学』(学陽書房, 1974年) 358-9頁参照。

25) 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法第6版』(岩波書店, 2015年) 40頁。

1950年代、60年代、自民党に対するアメリカCIAの秘密資金援助にある。

Japan Times, July 20, 2006では、「1950年代、60年代にCIAが自民党に資金提供していたことをアメリカが認めた」との記事が掲載されている。最初の一文は、「火曜日に公表されたアメリカの文書によれば、自民党主導の政府を安定させ、革新派政府が出現するのを阻止するため、CIAは1950年代、60年代と自民党に秘かに資金提供した」と記されている。

安倍首相の祖父岸信介はアメリカCIAの秘密資金援助で左翼勢力の拡大を阻止し、自民党の政権を維持した²⁶⁾。映画『ANPO』でも紹介されているように、「経済的に支援してもらえば自民党を結成して米国を支援します」と「岸〔首相〕は米国に自らを売り込んだ」。そして「CIAは何百万ドルも使って自民党や保守層、つまり岸のような政治家を支援した」。

(2)「在日アメリカ軍は日本を守る」？

以上のような在日アメリカ軍の状況を目の当たりにしても、「アメリカ軍は日本を守るから仕方がない」と擁護する主張が聞かれる。本当にアメリカは日本を守るのだろうか？ 今のトランプ大統領がアメリカ国民を犠牲にして日本を守ると本当に考えているのであろうか？ 「日本を守るために米軍が日本に駐留しているわけではない」（1982年4月21日米上院でのワインバーガー国防長官）のように、アメリカ軍は日本を守るために日本に駐留しているわけでないとなびたび発言している。「他国の善意を信じるほど愚かなことはない」とアメリカ大統領ジョージ・ワシントンが発言しているように、アメリカはアメリカの利益のために行動しているという事実を冷静に認識することが必要である。

7 おわり

以上、最近の在日アメリカ軍の現状を紹介した。アメリカ軍人は日本で戦闘機を手放して操縦していたり、オスプレイなどの訓練ではデッキをあげ、住宅地に向けて銃を構えている。アメリカ軍による墜落事故・落下事故・不時着は依然として減ることはない。本稿【写真3】でも紹介したように、オスプレイは日本全土を飛び回っている。横須賀基地では日本との約束を守らずに放射能にさらされた物質の搬出をおこなっている。こうした米軍の行動により、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利、あるいはそれらによって生命の危険にさらされない権利」である「平和的生存権」が奪われ、あるいは脅かされている。

また、在日アメリカ軍人などによる犯罪について、日本当局が裁くことができず、民事上の賠償も支払わせることができない。アメリカ政府が肩代わりすることもほとんどなく、アメリカ軍人が払うべき賠償金を日本政府が支払っている。アメリカ原子力空母の放射性物質搬出の事例や日本人警備員の「銃携帯」の個所でも紹介したように、アメリカは日本の法令、あるいは日本との約束を守らない。とてものこと、日本は「主権国家」とは言えない状況にある。しかし、これで良いのだろうか？

26) 詳細はティム・ワイナー著・藤田博司・山田侑平・佐藤信行訳『CIA秘録上』（文春文庫、2011年）参照。

「ドイツでも、韓国でも、イラクでも、地位協定に関してアメリカの譲歩を引き出す最大の要因となったのは、受入国の「国民感情」です。「ここで譲歩しなければ、反米感情あるいは反米軍基地感情が高まってまずい」と判断したとき、アメリカ側は譲歩する」²⁷⁾と指摘されている。1950年代、アメリカが日米安保条約の改定交渉に臨まざるを得なかったのは、日本各地で発生する、反米基地闘争にアメリカが危機感を抱いたからであった。明治時代の日本の政治家たちは、江戸時代末期に江戸幕府が締結した「不平等条約」、とりわけ「関税自主権」の回復と「治外法権」の撤退を求めて必死に努力してきた。一方、いまの政治家たちはどうか。たとえば安倍首相は2013年5月14日参予算委員会で、「60年に安保を改定して、日本に対する防衛義務、これは五条ですが、防衛義務を課し、同時に地位協定をこの段階では言わば勝ち得たわけでごさいます……」、「他国との地位協定との比較においても、日米地協定が接受国側にとり特に不利なものとなっているとは考えておりません」等と発言している。明治時代の政治家とは全く異なると感じるのは私だけだろうか。残念なことに、日本の政治家や防衛省官僚などは、アメリカ軍が日本の法令を守らなくても何も言わず、日本人がアメリカ軍人の犯罪の被害者となっても、アメリカ側を支援する。こうした政治家や官僚たちでは日本の市民を守ることはできない。私たちはこうした政治たちに対してどう向かい合うべきか。政治の良しあしは、私たち主権者が政治にどう向かい合うかで決まる。日本の市民の平和と安全を守るためには、私たちは選挙で適切な意志表示をすること、そして最近では、香港でのデモが注目・支持を集めているように、権力者による非道・不法な行為に対しては「表現の自由」（憲法21条）などを根拠とする、集会やデモなどで意志表示をすることが求められる。

27) 伊勢崎賢治・布施祐仁編『主権なき平和国家 地位協定の国際比較から見る日本の姿』（集英社、2017年）240頁。